

## 令和3年度 大井町観光ガイドブック作成業務仕様書

### 1 業務の名称

令和3年度 大井町観光ガイドブック作成業務委託

### 2 業務の目的

本業務は、大井町の魅力を広くPRし、観光客の属性及び観光目的の多様化による現代のニーズに応えた新しい観光パンフレットを作成することを目的とする。

### 3 委託契約期間

本業務の委託契約期間は、契約締結日から令和4年3月15日（火）までとする。

### 4 業務内容等

#### (1) 表紙及び本文全般にわたる企画、デザイン等の作成

ア 企画立案、デザイン、写真撮影、原稿作成、レイアウト、編集、校正など観光ガイドブック作成に必要な全ての作業を実施すること。

イ カラーユニバーサルデザイン及びメディア・ユニバーサルデザインに配慮した色彩及びフォントを用いること。

ウ 写真、イラスト等紙面の構成に必要な資料等は、受注者において入手することとする。ただし、季節等の関係で入手不可能な写真等については協議のうえ、発注者が所有している写真や資料を可能な範囲で提供する。

エ 発注者の指示に基づき校正作業を実施すること。

#### (2) 印刷・製本

ア 観光ガイドブック

(ア) 仕上がり寸法 A4 (210mm×297mm)

(イ) 印刷部数 20,000部

(ウ) ページ数 16ページ (表紙含む)

(エ) 色数 表紙及び本文 (4色フルカラー)

(オ) 製本 中綴じ

(カ) 用紙 マットコート 菊版 93.5kg (4/6版換算 135kg)

#### (3) 電子データの作成

受注者は、以下のデータを作成し、電子媒体で納品する。

ア PDFファイル

(ア) 低解像度PDFファイル (ホームページ掲載用)

ディスプレイへの表示及び印刷しても判別可能であること。

・見開きページ

- ・単一ページ

(イ) 高解像度PDFファイル

画像解像度 300dpi 以上のできるだけ高解像度であること。

- ・見開きページ
- ・単一ページ

イ 概要版データ

A3両面カラー印刷するための概要版データをPDFファイルで提出すること。

(データ作成のみとし、印刷は不要)

ウ 中間生成物データ

画像(写真を含む)、図表、イラスト、文書(キャッチコピー等を含む)

(4) 作成業務全般の管理

受注者において、専門の編集員による原稿の読み込みや標記の統一を図るための内容の確認を行った後、発注者による原稿内容の確認及び校正を受けること。

受注者は、発注者による原稿内容の確認及び校正を受けた後、訂正及び変更等の指示があった場合は速やかに対応するものとする。

最終校正完了後、発注者による確認完了通知を受注者が受領した後のち、印刷作業に取り掛かることとする。

(5) その他追加案件

提案者は契約金の範囲内で独自に推薦できる提案があれば、積極的に提案すること。

## 5 業務の要件

- (1) 本町がイメージできるような写真やイラスト・キャッチコピーを掲載し、表紙のデザインを工夫すること。
- (2) 地図及びイラスト等による町内全域で主要観光ポイントや公共施設等の位置関係が分かるようにすること。
- (3) 主要観光ポイントについては、交通アクセス地図、拡大図(地図、略図)等により、来訪者が容易にその観光ポイントに行き着くことができるようにすること。
- (4) 主要観光ポイントについては、目を引く写真を使用する等、視覚的に興味を持たせる内容とすること。
- (5) 特産品やイベント等の情報を組み入れること。
- (6) QRコード等を活用した町ホームページとの連携により事業及び特産品の魅力度、認知度の向上につなげる内容を組み入れること。
- (7) 大井町内での周遊性を高め、滞在時間の延長が期待できるものとする。
- (8) 年齢、国籍等問わず、出来るだけ幅広い層を対象とし、現在の観光客のニーズに沿

う内容とすること。

## 6 再委託等の制限

受注者は、本業務の全部を再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託し、又は請け負わせる場合であって、事前に書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

## 7 納入物

- (1) ガイドブック 20,000部
- (2) 電子媒体 (CD-ROM) 一式

## 8 納入場所

大井町地域振興課

住所 〒258-8501 神奈川県足柄上郡大井町金子 1995 番地

電話 0465-85-5013

## 9 その他

- (1) 成果品の品質については、本仕様書の内容を満たすものとする。なお、品質が十分に確保されていない場合は、改善要求の指示を行うことがある。
- (2) 完成したガイドブック、原版データ及び中間生成物についての所有権並びに著作権法（以下、「法」という。）上の一切の権利（法第 27 条及び法第 28 条を含む）は発注者に帰属するものとし、受注者及び受注者から依頼を受けて中間生成物を作成した者は、当該業務に係る事項に関して法第 17 条に規定する著作者人格権を無限に行使しないものとする。
- (3) 前項に掲げる著作権の帰属設定及び著作権人格不行使に係る一切の費用は契約書に示す委託料に含まれるものとする。
- (4) 成果品が他者の所有権、著作権、肖像権を侵すものでないこと。
- (5) 取材、作成に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。（飲食物、体験サービスの撮影、取材に関しては受注者が代金を支払うこととし、取材先に無償での提供を求めないこと。）
- (6) 本事務により収集した個人情報等の取り扱いについては、受注者側で一切の責任を負うこと。
- (7) 受注者は、業務の実施上疑義の生じた事項又は仕様書に定めのないことについては、受注者と協議の上、誠意をもって処理すること。